

農業者のみなさん、「難しい」と思っていませんか？

青色申告は簡単にはじめられます！！

メリットいろいろ！

- **最高10万円***の青色申告**特別控除**が受けられます
*単式（簡易）簿記で一定の要件を満たす場合
複式簿記で一定の要件を満たす場合は、**最高65万円**の青色申告**特別控除**が受けられます
- **事業専従者***への**給与**を**必要経費**に計上できます
*事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する者のこと
- 純損失額の**繰越し***や**繰戻し****ができます
*赤字の年の純損失額を、翌年以降3年間（法人は10年間※）の黒字の年の所得金額から控除すること
※詳しくは税務署へお問い合わせください
**赤字の年の純損失額を、前年分の所得金額から控除し、前年分の所得税額の還付を受けること
- 市が行う**補助事業**の採択時に**ポイント加算**を受けられる場合があります



収入保険に加入できます！

- **全ての農産物**が対象です
- 経営努力では避けられない**収入減少***を**広くサポート**します
*自然災害のほか、市場価格の下落、病気による休業、盗難等による収入減少も補償
- 保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**を受けられます



青色申告はかんたん！

- 青色申告には、複式簿記のほかに**簡易な方式***（単式簿記）もあります
*簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿のほかに、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳を整備すれば行えます

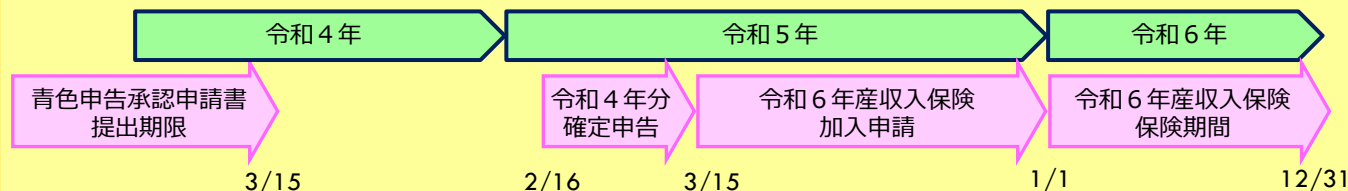


青色申告をはじめるとは...



青色申告をするためには、**青色申告をしようとする年の3月15日**まで*（その年の1月16日以後に新たに開業された方は**開業の日から2か月以内**）に、「**所得税の青色申告承認申請書**」に必要な事項を記載して、所轄税務署長に提出する必要があります。
*令和4年分の確定申告から開始する場合、提出期限は令和4年3月15日まで

※令和4年分から青色申告をはじめ、収入保険に加入する場合



お問い合わせ先

青色申告：弘前税務署（0172-32-0331）

収入保険：青森県農業共済組合ひろさき支所収入保険課（0172-28-5700）

作成：弘前市農政課（0172-40-7102）